

## 【有効期限の考え方】

### ■原則発行日の月から6か月後にあたる月同日の前日が有効期限満了日。

例①：4月20日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 10月20日 → その前日 = 10月19日

例②：6月 1日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 12月1日 → その前日 = 11月30日

例③：7月31日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 1月31日 → その前日 = 1月30日

例④：9月 1日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 3月1日 → その前日 = 2月28日

※(うるう年なら2月29日)

### ■応当日がない場合は、その月の末日に満了します（民法第143条2項）。

例①：5月31日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 11月31日は無い → その月の末日 = 11月30日

例②：8月31日の場合：\*6か月後にあたる月の同日 = 2月31日は無い → その月の末日 = 2月28日

※(うるう年なら2月29日)

### 【有効期限Q&A】

Q:有効期限の考え方として、初日不算入の原則のため、有効期限を日数を数えるときに初日は含まないのではないかな。

(民法140：日・週・月又は年によって期限を定めたときは、期間の初日は参入しない。＜初日不算入の原則＞)

但し、その期間が午前零時から始まるときには、この限りではない。

A:このチケットの発売は、午前零時で発売可能なチケット。(金沢市内ホテル7施設)

午前零時を回ってもBarなど営業は行っており、利用は可能なため、初日不算入の原則に当てはまらない。

また、誤認を与えないためにチケットにも「発行日から起算して6ヶ月有効」としており、この「起算して」という文言は、

その日から期間が始まるという意味ですので、「初日を参入している」定めになります。(民法139条)